

平成15年6月3日

照会先：厚生労働省医薬局食品保健部

中垣 基準課長

担当：太齊、鶴身(内線2488、2489)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会
(平成15年6月3日開催)の検討結果概要等について

1. 本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会において審議された、魚介類に含まれる水銀に関する安全確保についての審議結果は次のとおりである。

メチル水銀の毒性に関する資料、平成13、14年度厚生労働科学研究や各都道府県において実施された魚介類中の水銀濃度に関するデータ、平成14年度に水産庁が実施したマグロ類の水銀検査結果等に基づき審議された。

その結果、別添のとおり、水銀濃度が高いサメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部(ツチクジラ、バンドウイルカ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ)を中心に、妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項について取りまとめられた。

なお、妊婦等を除く方々にあつては、すべての魚種について、妊婦等にあつても上記の魚種を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。

2. 厚生労働省の対応

母子保健関係部局、水産庁及び各都道府県に対し、妊婦等への指導等、本注意事項の趣旨を周知いただくよう通知した。

また、厚生労働省ホームページに掲載するなど、情報提供に努めていくこととしている。

平成15年6月3日

水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品・毒性合同部会

多くの魚介類等が微量の水銀を含有しているが、一般に低レベルで人の健康に危害を及ぼすレベルではない。魚介類等は、良質なたんぱく質を多く含み、飽和脂肪酸が少なく、不飽和脂肪酸が多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等、重要な食材である。

しかし、一部の魚介類等では食物連鎖により蓄積することにより、人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがある高いレベルの水銀を含有している。

このため、妊娠している方又はその可能性のある方については、魚介類等の摂食について、次のことに注意することが望ましい。

これまで収集されたデータから、バンドウイルカについては、1回60～80gとして2ヶ月に1回以下、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ及びサメ（筋肉）については、1回60～80gとして週に1回以下にすることが望ましい。

また、メカジキ、キンメダイについては、1回60～80gとして週に2回以下にすることが望ましい。

なお、妊娠している方等を除く方々はすべての魚種等について、妊娠している方等にあっても上記の魚種等を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。

今後とも、魚介類等の中の水銀濃度及び摂取状況等を把握するとともに、胎児への影響に関する研究等を行い、その結果を踏まえ、今回の摂食に係る注意事項の内容を見直すものとする。

各国の注意事項の比較

		日本	米国	EU
機関		厚生労働省	FDA(食品医薬品庁)／EPA(環境保護庁)	Health & Consumer Protection Directorate-General
実施月		2003年6月	2001年1月 2004年3月	2004年3月
最新の注意事項	対象魚種	サメ、メカジキ、キンメダイ、クジラの一部	①サメ、メカジキ、サワラ(King Mackerel)*、アマダイ(Tilefish)* ②エビ、ライトツナ缶詰、サケ、タラ、ナマズ ③ビンナガマグロ	大型の捕食性の魚(メカジキ、サメ、マカジキ、パイク等)、マグロ
	対象者	妊婦、妊娠の可能性のある方	妊娠する可能性のある女性、妊婦、授乳中の母親、幼児	妊娠する可能性のある女性、妊婦、授乳中の母親、幼児
	注意事項内容	バンドウイルカ: 1回60～80gとして2ヶ月に1回以下 ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ、サメ(筋肉): 1回60～80gとして週に1回以下 メカジキ、キンメダイ: 1回60～80gとして週に2回以下	1. 上記①の魚の摂取を避けるべき 2. 水銀含有量が少ない魚種(上記②)は週に12オンス(340g)とすべき ・水銀含有量が少ない魚介類:エビ、ライトツナ缶詰、サケ、タラ、ナマズ ・週に2回魚介類を摂取する場合は、ビンナガマグロは6オンス(170g)とすべき 3. 地域の湖等で個人が捕獲した魚については、各地域の勧告を確認等をすべき 4. 幼児に魚介類を与える際には、上記勧告に従いかつ量を減らすべき	1. 大型の捕食性の魚は週に多くて1食(<100g)以下とすべき 2. 大型の捕食性の魚を食べた場合には、その週はいかなる魚も食べるべきでない 3. さらに、マグロを週2回以上食べるべきでない

* 我が国で摂食されているサワラ、アマダイとは異なる。
(参考)Q&Aにおいて、マグロステーキは、ライトツナ缶詰より一般的に高いレベルの水銀を含有すると記載されている。

		英国	カナダ	アイルランド
機関		Food Standard Agency	Health Canada	Food Safety Authority of Ireland
実施月		2002年5月 2003年2月 2004年3月	2002年5月	2004年3月
最新の注意事項	対象魚種	サメ、メカジキ、マカジキ マグロの缶詰、マグロステーキ	メカジキ、サメ、マグロ	メカジキ、マカジキ、 サメ、マグロステーキ、マグロの缶詰
	対象者	妊婦、妊娠を考えている女性、16才以下の小児	すべての人 更に、幼児、妊娠可能年齢の女性	全ての人
	注意事項内容	【妊婦、妊娠を考えている女性】 サメ、メカジキ、マカジキの摂取を避けると共に、1週間に中型のマグロ缶詰4個(560g)以下又はマグロステーキ2枚(280g)以下とすべき 【16才以下の小児】 サメ、メカジキ、マカジキの摂取を避けるべき	上記の魚の摂取は週に1食とすべき また、幼児、妊娠可能年齢の女性は月に1食とすべき	【妊娠可能年齢の女性(妊娠を考えている女性)、妊婦、授乳中の母親、幼児】 サメ、メカジキ、マカジキの摂取を避けると共に、週にマグロステーキ1枚(8オンス、約230g)又は中型のマグロ缶詰(8オンス、約230g)を2缶までとすべき 【それ以外の方】 サメ、メカジキ、マカジキの摂取を多くて週1食とすべきであるが、マグロの摂食を制限する必要はない

	オーストラリア	ニュージーランド	ノルウェー
機関	ANZFA(Australia New Zealand Food Standards)	ANZFA(Australia New Zealand Food Standards)	SNT(食品衛生監視局)
実施月	2001年1月 2004年3月	2001年1月	2003年5月
最新の注意事項	対象魚種	サメ、エイ、カジキ、バラマンディ、ギンサワラ、オレンジラフィー、リング、ミナミマグロ、地熱水域で漁獲される魚	鯨、川カマス、パーチ(25cm以上)、マス及びイワナ(1kg以上)、サメ、カジキ、エイ、マグロ
	対象者	全ての人	妊婦、授乳中の母親
	注意事項内容	<p>【妊婦、妊娠を考えている女性、6歳以下の小児】</p> <p>1食あたり150g(6歳以下の小児は75g)として、サメ(フレーク)又はカジキ類を2週間に1食としそれ以外の魚をその2週間摂食しない、又はオレンジラフィー(シーパーチ)又はナマズを週1食としそれ以外の魚をその週摂食しない、又は上記以外の魚介類を週2~3食とすべき</p> <p>【それ以外の方】</p> <p>サメ(フレーク)又はカジキ類を週1食としそれ以外の魚をその週摂食しない、又は上記以外の魚介類を週2~3食とすべき</p>	<p>週に4食以下とすべき(1食約150g)</p> <p>妊婦、授乳中の母親は鯨を食べるべきではない。</p> <p>また、妊婦は鯨以外の上記の魚についても食べるべきではない</p>

デンマーク

機関

The Danish Veterinary and food
Administration

実施月

2004年7月

最新
の
注
意
事
項

対象魚種

マグロ、スズキ、カレイ、バラムツ、
メカジキ、ニシラクダザメ、カマス、
パーチ

対象者

妊娠を考えている女性、妊婦、
授乳中の女性、14歳未満の子供

注
意
事
項
内
容

週に100g未満とすべき

平成16年7月23日
厚生労働省医薬食品局食品安全部
中垣 基準審査課長
担当:近藤(内線2488)、浦上(内線2489)

魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品安全委員会への
食品健康影響評価依頼について

1. 「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項」（平成15年6月3日公表）の見直しの検討に当たり、本日、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しましたのでお知らせします。
2. 魚介類等に含まれるメチル水銀について
 - 平成15年6月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会の意見を聴いて、サメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部について、妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項を公表。
 - FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）は、一般集団に対しては、従来の評価を適用することを再確認した上で、胎児や乳児がより大きなリスクを受けるのではないかと懸念から、平成15年6月中旬、メチル水銀の再評価を実施。
 - 米国、英国、カナダ、豪州等においても一定の魚類について、妊婦等を対象とした摂食の注意事項を公表。なお、対象者の範囲は必ずしも一致していない。
 - 今般、魚介類に含まれるメチル水銀に係る摂食に関する注意事項の見直しにあたり、メチル水銀の耐容摂取量の設定を依頼するもの。あわせて、ハイリスクグループについても議論を要望。
3. 食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項の見直しについて検討することとしています。
4. なお、以上のような状況について正確な御理解をお願いするとともに、報道等に当たっては、風評被害が生じることのないよう御配慮方お願いします。